

令和8年6月

萩市議会定例会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
4 0	令和 8 年度萩市一般会計補正予算（第 2 号）	1
4 1	萩市税条例の一部を改正する条例	7
4 2	萩市印鑑条例の一部を改正する条例	13
4 3	萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	15
4 4	萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	17
4 5	財産の取得について	19
4 6	財産の取得について	21
4 7	字の区域の変更について	23

議案第40号

令和8年度萩市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度萩市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,838,541千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月17日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
16. 国庫支出金		3,103,676	41,911	3,145,587
	1. 国庫負担金	2,423,504	14,136	2,437,640
17. 県支出金	2. 国庫補助金	668,662	27,775	696,437
		2,780,060	11,778	2,791,838
19. 寄附金	1. 県負担金	1,163,956	211	1,164,167
	2. 県補助金	1,490,054	11,567	1,501,621
20. 繰入金		209,040	26,700	235,740
	1. 寄附金	209,040	26,700	235,740
22. 諸収入		3,344,428	14,970	3,359,398
	1. 基金繰入金	3,344,428	14,970	3,359,398
23. 市債		662,511	4,700	667,211
	4. 雑入	293,357	4,700	298,057
歳入		1,822,100	1,700	1,823,800
	1. 市債	1,822,100	1,700	1,823,800
歳入	合 計	31,736,782	101,759	31,838,541

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計	
2. 総務費		3,449,331	3,700	3,453,031	
	1. 総務管理費	2,848,455	3,700	2,852,155	
	3. 民生費		9,461,783	55,615	9,517,398
		2. 障害者福祉費	2,118,939	2,921	2,121,860
		3. 老人福祉費	2,894,348	29,628	2,923,976
4. 児童福祉費		2,874,369	900	2,875,269	
7. 商工費	5. 生活保護費	754,643	22,166	776,809	
		2,705,521	26,700	2,732,221	
8. 土木費	2. 観光費	902,054	26,700	928,754	
		2,389,839	2,750	2,392,589	
10. 教育費	5. 都市計画費	803,295	2,750	806,045	
		2,811,847	12,994	2,824,841	
	2. 小学校費	534,008	10,842	544,850	
	3. 中学校費	770,683	2,152	772,835	
歳	出	31,736,782	101,759	31,838,541	
	合 計				

第2表 債務負担行為補正

事項	項目	期間	限度	額	
				下段	上段 補正後 補正前
立地適正化計画改定業務委託事業		令和9年度から 令和10年度まで 令和9年度	15,888		千円
			10,703		
東萩駅前広場詳細設計業務委託事業		令和9年度から 令和10年度まで 令和9年度	49,961		
			45,192		
萩観光モゾル創造事業		令和9年度 —	26,100		
			—		
合計			801,622		
			765,568		

第 3 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
	限 度	額
秋 往 還 梅 林 園 休 憩 所 屋 根 改 修 事 業		1,700 -
合 計	1,823,800 1,822,100	

議案第 4 1 号

萩市税条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 1 7 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市税条例の一部を改正する条例

萩市税条例（平成 1 7 年萩市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）

(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で

定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の萩市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の萩市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特

例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の萩市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の萩市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の萩市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の萩市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

萩市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 1 7 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市印鑑条例の一部を改正する条例

萩市印鑑条例(平成 1 7 年萩市条例第 1 0 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「(以下「個人番号カード」という。)」を「、出入国管理及び難民認定法(昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号)第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 7 1 号)第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(以下これらを「個人番号カード等」という。)」に、「自ら個人番号カード」を「自ら個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第 4 項中「登録者は、個人番号カード」を「登録者は、個人番号カード等」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条第 5 項中「個人番号カードによる」を「個人番号カード等による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 1 7 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩市基金の設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年萩市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、第 1 3 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 1 7 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

萩市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の萩市消防団員等公務災害補償条例第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた萩市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

議案第 4 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 7 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 萩市消防団中央方面団越ヶ浜分団 C D - I 型消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金 2 1 , 4 7 4 , 9 3 0 円
- 4 買 入 先 山口県山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセキュリティ山口支店
支店長 中村 幸一

議案第46号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月17日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 35m級はしご付消防自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金258,518,240円
- 4 買 入 先 山口県山口市朝田10274番地4

株式会社クマヒラセキュリティ山口支店

支店長 中村 幸一

議案第 47 号

字の区域の変更について

国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 4 条の規定により適用される国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による萩市大井地域の地籍調査の成果に係る山口県知事の認証のあった日から、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

萩市長 田 中 文 夫

処 分 後		処 分 前			
地域名	字 名	地域名	字 名	地 番	地 目
大 井	先松原	大 井	上馬場	1 7 4 9 番 7	宅地
〃	唐ノ嶋	〃	長浜	2 8 6 2 番 4	雑種地